

薬生食監発0904第2号
平成30年9月4日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「ポーランドから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成26年8月1日付け食安監発0801第1号（最終改正：平成27年3月27日付け食安監発0327第2号））により取り扱っているところです。

同通知中、記の1に係る対日輸出施設のリストについて、今後は下記のウェブサイトに掲載されるとの連絡がありましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、平成27年8月31日付け食安監発0831第3号については廃止します。

記

<https://www.wetgiw.gov.pl/handel-eksport-import/japonia>

Japonia - Lista podmiotów zatwierdzonych do eksportu w zakresie mięsa wołowego oraz produktów z mięsa wołowego_JP